

三笠市告示第18号

地方公営企業法（昭和27年政令第292号）第33条の2の規定により、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

三笠市長 西城 賢策

1 委託を受けた者

名称 株式会社三笠振興公社  
所在地 三笠市多賀町13番地1

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで